

横浜市立大学大学院医学研究科通則

（研究科の組織）

第1条 医学研究科（以下「本研究科」という。）に次の専攻を置く。

医科学専攻（修士課程・博士課程）

看護学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

（研究科の目的）

第2条 本研究科は、医学、看護学及び諸科学の知識と技術を基礎として、より高度な学識と実践能力を培うことによって、地域社会及び国際社会において活躍・貢献することのできる人材を育成するとともに、研究成果を還元することにより、社会の発展に寄与することを目的とする。

2 医科学専攻は、医学及び諸科学の専門的知識と技術を基礎として、医学・医療の未開の領域を切り開き社会に還元できる、医科学研究者及び専門的職業人を育成することを目的とする。

3 看護学専攻は、広い視野に立脚して看護学の専門性を追究できる人材及び看護学の実践的研究能力をもって実践現場を改革できる人材を育成し、地域の保健医療福祉の発展に寄与することを目的とする。

（入学者の選考）

第3条 入学者の選考方法、時期、合格判定等は研究科代議員会において決定する。

（指導教員）

第4条 学生の授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導のため、学生ごとに指導教員を置く。

2 研究科長は、研究科代議員会の議を経て、主指導教員及び副指導教員を指名する。

3 指導教員は、主指導教員1名、ほか副指導教員1名以上を置くことができる。

（他大学の大学院等における授業科目の履修及び研究指導）

第5条 学生は、学長が研究上必要と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目を履修すること又は他大学の大学院（外国の大学院を含む）又は研究所等（大学院に相当する教育研究機関及び病院を含む。）において必要な研究指導を受けることができる。当該研究指導を受ける期間は、原則として3か月以上1年以内とする。ただし、博士課程においては、医学研究科代議員会の議を経て、1年毎に延長できるものとする。

2 前項により修得した単位および本研究科入学前に修得した単位については、次の各号に定める単位数を上限として、横浜市立大学院学則（以下、「学則」とする。）

第15条第1項または第3項に定める修了の要件における単位として算入することができる。

(1) 修士課程医科学専攻 8単位

- (2) 博士前期課程看護学専攻 2単位
- (3) 博士課程医科学専攻 6単位
- (4) 博士後期課程看護学専攻 2単位

3 「横浜市立大学国際総合科学部・国際教養学部・国際商学部・理学部およびデータサイエンス学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程」に基づき、本研究科入学前に本研究科での授業科目を履修した場合は、8単位を上限として横浜市立大学大学院学則第15条第1項に定める修了要件における単位として算入することができる。ただし、前項により修得した単位がある場合は、前項により修得した単位を含めて8単位とする。

(他研究科等における授業科目の履修及び研究指導)

第6条 学生は、学長が研究上必要と認めるときは、本学の他研究科（他専攻を含む）の授業科目を履修すること又は、必要な研究指導を受けることができる。

2 前項により修得した単位および本研究科入学前に修得した単位については、次の各号に定める単位数を上限として、学則第15条第1項または第3項に定める修了の要件における単位として算入することができる。

- (1) 修士課程医科学専攻 8単位
- (2) 博士前期課程看護学専攻 2単位
- (3) 博士課程医科学専攻及び博士後期課程看護学専攻 2単位

(成績評価)

第7条 成績の評価は、試験の結果、平常の成績、出席状況等を総合的に判断して行い、60点以上を合格とし、授業科目の所定の単位を与える。

2 成績の評価と点数の関係は、次のとおりとする。

- 秀 (SA) : 90点～100点
- 優 (A) : 80点～89点
- 良 (B) : 70点～79点
- 可 (C) : 60点～69点
- 不可 (D) : 59点以下

3 他大学院等において修得した単位につき、評価基準が明確に判断できない場合は、所定の単位に評価を付けず認定と表記する。

4 学生は、成績の評価に関して疑問がある場合は、本研究科長に申し出ることができる。

(転研究科、転専攻)

第8条 本研究科長は、本研究科学生が本学大学院の他の研究科に転科を志望する旨を申し出たときは、本研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 本研究科長は、本研究科への転科を志望する者があるときは、当該専攻で審査のうえ、本研究科教授会の議を経て、許可することができる。

3 本研究科長は、本研究科学生が本研究科内の転専攻を志望する旨を申し出たとき

は、志望先及び当該専攻において審査のうえ、本研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

(学位論文の審査)

第9条 研究科代議員会は、学位論文審査のため、学位審査委員会を置く。

- 2 学位論文の審査に必要な事項は、「横浜市立大学大学院医学研究科博士の学位論文審査に関する内規」及び「横浜市立大学大学院医学研究科修士の学位論文審査に関する内規」に定める。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、研究科に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この通則は、平成21年3月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 博士課程生命分子情報医科学専攻、生体機能医科学専攻、生体システム医科学専攻は、改正後の本通則第1条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この通則は、平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この通則は、平成25年10月8日から施行し、平成25年9月22日から適用する。

附 則

この通則は、平成30年4月1日から施行・適用する。

附 則

この通則は、令和3年4月1日から施行・適用する。

附 則

この通則は、令和3年11月1日から施行・適用する。